

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

昭和46年6月1日にA社B部から関連会社であるC社に異動したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、同年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月1日に再度取得しているの、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、i) 雇用保険の加入記録は、A社における離職日が昭和46年5月31日、C社における資格取得日が同年6月1日と継続していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚2人は、いずれもA社の関連会社間の異動時に厚生年金保険被保険者期間の未加入期間はみられないこと（うち1人は、45年10月1日に申立人と同様にA社からC社に異動）、iii) 申立期間当時のA社の総務担当者は、「A社及びその関連会社間の異動の場合、通常は月末まで勤務して次の事業所に異動していたので、雇用保険加入記録の離職日の翌日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け出た。本申立てのように関連会社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の未加入期間が生じることは考え難い。」と供述していること、などから申立人が昭和46年6月1日付けでA社B部から関連会社であるC社に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年4月の標準報酬月額から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によれば、

昭和 46 年 5 月 31 日付けで申立人の資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 46 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年2月まで

昭和52年3月に厚生年金保険に加入したが、その際、国民年金にさかのぼって加入し保険料を納付することができることを知り、自分で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険に加入し、年金手帳を交付された昭和52年3月以降、国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付したとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人が現在保有する国民年金手帳記号番号は、申立期間を経過した平成3年11月以降にA社会保険事務所(当時)において払い出されているほか、申立人は、「現在保有している年金手帳のほかに手帳を交付された記憶は無い。」と供述するなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は当時の状況を具体的に記憶しておらず、このほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鳥取国民年金 事案 267 (事案 187 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から 1 年未満の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から 1 年未満の期間

昭和 63 年 10 月ごろ、A 社会保険事務所(当時)で年金相談をした際、年金受給のためには納付月数が足りないと言われたので、B 市役所で国民年金の任意加入手続を行い、市役所内の銀行で不足月数分の保険料(1 年未満の月数分)を納付した。

納付後、社会保険事務所に行ったところ、納付月数は足りていたと言われたので、納付した保険料の返還を求めたところ、妻の年金に充当するとのことであったが、未だに充当されていないので、納付した保険料を返してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録及びB 市が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る加入記録及び納付記録は確認できないこと、ii) 申立人が昭和 63 年 10 月ごろ B 市役所で任意加入手続を行い、同日に市役所庁舎内の銀行で保険料を納付した後、A 社会保険事務所の職員から「その保険料を妻の年金へ回す。」と言われたとする供述内容は、制度からみて不自然であること、iii) 申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料を所持していない上、納付月数及び納付金額についての記憶が定かでないなど、納付状況等が不明であり、このほか納付の事実をうかがわせる周辺事情もみられないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和 63 年 10 月ごろに、A 社会保険事務所及び B 市役所に行った後、しばらくしてから友人 2 人と会い、自分が納付した国民年金保険

料を妻の年金加入期間に充当することになったと話した記憶があるので、この2人に事実を確認してほしい。」として再申立てを行ったものである。

しかし、当該友人2人は、いずれも「申立期間当時、申立人から国民年金のことについて聞いた記憶は無い。」と供述している。

申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案 401（事案 13 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 2 月まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 55 年 7 月から 56 年 2 月まで、A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時一緒に勤務していた同僚（2 人）の氏名を思い出したとして再申立てを行ったものである。

しかし、申立人が挙げた同僚 2 人のうち 1 人（残る 1 人は既に死亡）に文書で照会したが、回答を得ることができなかった。

このため、申立期間に勤務していた同僚 11 人に確認したところ、同僚の 1 人から、昭和 55 年 8 月 20 日発行の A 事業所グループの社内報の提供があり、申立人が同社に同年 7 月 8 日付で入社していることは確認できたが、上記社内報で申立人と同月に入社したことが確認できる 7 人のうち、オンライン記録で厚生年金保険の加入記録が確認できたのは 3 人で、残る 4 人については同社での加入記録が無い。また、記録の確認できる 3 人のうち 1 人は、入社して約 6 か月経過後の 56 年 1 月 5 日に資格取得している。

さらに、申立期間当時の給与・社会保険事務担当者は「3か月の試用期間の後に社会保険への加入手続をした。しかし、営業社員全員を加入させたかどうかは覚えていない。」と供述している。これらのことから、A事業所は採用した従業員について必ずしも全員を社会保険に加入させていなかったものと推認できる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から32年3月1日まで

昭和27年1月から33年9月まで、A社B工場でC係の工員として継続して勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、32年3月1日から33年10月1日までの期間しか厚生年金保険の被保険者になっていないので、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のうち昭和30年4月からA社B工場に勤務していたことは、同工場の申立人の元上司（C係の統括責任者）の供述により推認できる。

一方、昭和27年1月から30年3月までの期間については、申立人の勤務に関する記憶はあいまいである上、上記の元上司は、「申立人は昭和30年4月以降は臨時工員として勤務していた記憶があるが、臨時工員の雇用期間は社内規定により最長3年であったので、27年1月から33年9月までの約7年間も継続して勤務していたとは考え難い。」と供述しているほか、21年9月1日から33年5月10日まで同工場で厚生年金保険の被保険者となっている同僚（申立人と同じC係の工員）も、「申立人は短期間の勤務であったと思う。」と供述していることなどから、申立人がこの期間に勤務していたとまでは認めることができない。

また、A社B工場を管轄していた同社D支社の当時の総務担当者の供述から、申立期間当時、同工場には正社員のほかに申立人のような臨時工員が勤務していたことは確認できるものの、臨時工員の厚生年金保険の加入基準については確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚2人は、オンライン記録によると、いずれも申立期間当時A社B工場において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるものの、2人とも既に故人となっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除状況等について供述を得ることができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれにおいても申立人は昭和32年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっており、申立人が同日以前に資格を取得した記録は確認できない。

このほか、A社の人事、総務の業務を継承しているE社では、申立人に係る関連資料は無いとしており、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 21 日から 12 年 12 月 30 日まで  
申立期間について、A社からの派遣社員としてB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間にA社からの派遣社員としてB社に勤務していたものと認められる。

一方、申立人が記憶している同僚（厚生年金保険加入記録あり。）は、「A社に入社したときに厚生年金保険に加入するかどうか聞かれ、加入を希望したことを覚えている。」と供述しており、A社では採用した従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、C市が保管している申立期間の「給与支払報告書」で確認できる社会保険料額からは、申立人が申立期間に、事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人がA社から交付された健康保険証で受診したと記憶している医療機関に照会した結果、平成 11 年 11 月に国民健康保険で受診していたことが確認できるほか、申立人は申立期間について国民年金に加入しており、申立期間を含む平成 11 年 4 月から 13 年 3 月までの間、保険料の申請免除を受けている。

加えて、A社は平成 17 年 7 月 1 日にD社に合併後解散したため、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の関係資料は保存されておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 10 月まで  
昭和 54 年 5 月から 55 年 10 月まで A 社（本社：B 県、勤務地：C 市）に D 担当として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について A 社に勤務したと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと氏名を挙げた同僚 3 人のオンライン記録をみると、いずれも昭和 54 年 7 月 1 日に A 社での被保険者資格を喪失し、同日以降は厚生年金保険の加入記録は無く、そのうち 2 人は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、上記同僚の 1 人は「昭和 54 年 7 月ごろに、A 社から同社 C 支店が独立して、E 社になった。申立人は、E 社になってから勤務しはじめたと記憶している。」と供述している上、申立人は、昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 8 月 22 日まで、E 社の雇用保険被保険者であったことが確認できる。

このことから申立人が申立期間に実際に勤務したのは、E 社であったと推認されるところ、同社はオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、E 社は既に解散しており、同社の事業主とは連絡が取れない上、オンライン記録によると、申立期間において同社の事業主は国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、上記期間以外に申立期間の申立人に係る雇用保険の加入記録は

確認できないほか、A社に係るオンライン記録には申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から 37 年 1 月まで

申立期間中に、秋から春にかけて（10 月ごろから 3 月ごろまで）の季節労働者として A 社に 2、3 回勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断して、申立人が A 社（昭和 34 年 11 月までは B 事業所、以下「A 社」という。）において、勤務した年は特定できないものの複数回、繁忙期のみの季節労働者として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同様に繁忙期のみの季節労働者として 2 回以上勤務したとする同僚 2 人はいずれも、「厚生年金保険に加入していない時もあった。」と供述しているところ、オンライン記録における同人らの A 社に係る被保険者記録はそれぞれ勤務したと主張する回数に満たず、同社では、繁忙期のみの季節労働者について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上記の同僚のうち 1 人は厚生年金保険に加入していない勤務期間の保険料について、「控除されていなかったのを覚えている。」としている。

さらに、A 社は平成 8 年 6 月に解散しているほか、同社の 3 人の取締役は死亡等により聴取できないため、申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 11 月 13 日から申立期間

後の 37 年 10 月までの間に延べ 32 人が被保険者資格を取得しているが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。